

高崎市子育て応援商品券取扱店募集要領

1 高崎市子育て応援商品券の発行について

新型コロナウイルス感染症対策の一環で「子育て世帯への生活応援」と「地域経済の活性化」を目的として、別に定める高崎市子育て応援商品券事業実施要綱に基づき、子育て応援商品券の発行を行います。

2 高崎市子育て応援商品券について

- (1) 名称 高崎市子育て応援商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 高崎市
- (3) 対象者 0歳から15歳までの子どもを子育て中の高崎市民約30,000世帯
注：コロナ対策として国が実施する「子育て世帯への臨時特別給付金」の受給者及び令和2年5月分・6月分の新規児童手当受給者
- (4) 発行金額 1世帯当たり50,000円
- (5) 利用期間 令和2年8月1日（土）～令和3年7月31日（土）
- (6) 配付方法 対象者に簡易書留で郵送

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 物品の販売又はサービスの提供等の取引で利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 額面に満たない場合、釣銭が出ます。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5) 紛失及び盗難に対し、高崎市はその責を負いません。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) タバコの購入
- (3) 有価証券及び商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、切符、印紙、プリペイドカード等、換金性の高い商品の購入
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国や地方公共団体への支払い、電気、ガス、水道料金等の公共料金
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5 取扱店の参加資格

高崎市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（6）に該当する事業者を除いたもので、高崎市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風営法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていないもの。
- (2) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者。
- (4) 上記[4商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。
- (5) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。
- (6) その他、商品券発行目的から市長が取扱店として不適当と判断した事業者。

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが違う等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに高崎市産業政策課まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を速やかに記入し、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 上記（2）から（3）の場合など、商品券の取扱に疑義が生じた場合を除き、取扱店に指定された事業者は、取引において商品券の受け取りを拒むことのないようにしてください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (8) 群馬県暴力団排除条例及び高崎市暴力団排除条例を遵守してください。

7 取扱店登録手続きについて

- (1) 令和元年度高崎プレミアム付商品券取扱店の事業者

事前に登録内容の確認通知を送付し、取扱停止等の申し出がない限り引き続き取扱店として再登録します。登録内容に変更、誤り等がある場合、電話、インターネットメールで報告してください。「取扱店証明証」、「ポスター」、「口座振替依頼書」、「商品券の見本」は7月中旬から随時発送を予定しています。

(2) (1) 以外の新規取扱事業者

① 申請方法

この「募集要領」に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、高崎市産業政策課子育て応援商品券担当(下記②)へ郵送、持参、FAX又はインターネットメールで送付してください。申請書は申請期間を設けず随時受付を行います。

「取扱店登録申請書」は高崎市のホームページからダウンロードできる他、高崎市産業政策課で配布します。

② 申請書の提出先

高崎市 商工観光部 産業政策課 子育て応援商品券担当

〒370-8501 高崎市高松町35-1

TEL: 027-321-1255 FAX: 027-325-4879

メールアドレス: sangyou@city.takasaki.gunma.jp

③ 申請後の審査及び承認

申請した事業者は、市の審査を経て取扱店として承認します。承認した場合、「取扱店証明証」、「ポスター」、「口座振替依頼書」、「商品券の見本」は7月中旬から随時発送を予定しています。

④ その他

- i 高崎市内に複数の店舗がある場合は、店舗毎に申請書を作成の上、申し込みください。
- ii 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。テナント毎に申請してください。(テナント毎の申請を取りまとめていただき、提出していただくことは可能です。)
- iii 飲食店は、申請時に飲食営業許可証(写し)を提出してください。
- iv 風俗店は、申請時に風俗営業許可証(写し)を提出してください。

8 換金について

(1) 換金額

市は、商品券が使用された場合は、事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払います。

(2) 換金方法

取扱店は、換金用の口座を有する高崎市内の取次金融機関において、「取扱店証明証」と通帳を持参のうえ、使用済券と口座振替依頼書を提出してください。

(3) 換金に必要なもの

- ① 使用済券
- ② 口座振替依頼書
- ③ 取扱店証明証
- ④ 通帳(取次金融機関の口座)

(4) 換金期間

令和2年8月3日(月)から令和3年8月31日(火)まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられません。ご注意ください。

9 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、高崎市産業政策課子育て応援商品券担当(321-1255)へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、高崎市のホームページ等により随時広報します。